(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒
(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○沖縄総合事務局告示第四十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月十二日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

その関係図面は、平成二十四年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十八号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 沖縄県中頭郡北谷町字砂辺加志原五五六番一から同町字砂辺加志原五七六番一まで | 前 | 三七・三五～四〇・五五メートル |
| | 後 | 三八・六五～四三・五五メートル |

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

**○沖縄総合事務局告示第四十二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十八号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 名護市宮里四丁目八七三番四から同市宮里四丁目五九九番まで | 前 | 四〇・〇〇～五七・八五メートル |
| | 後 | 三四・四九～五五・七九キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

**○沖縄総合事務局告示第四十三号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五十八号 | 名護市宮里四丁目八七三番四から同市宮里四丁目五九九番まで | 沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十四年十月十二日

# 国会事項

## 衆議院

**議員辞職**

十月九日議長は、東北選挙区選出議員和嶋未希の辞職を許可した。

**訴追委員及び同予備員辞職許可**

十月四日、議長において、裁判官訴追委員松本大輔及び同予備員山花郁夫の辞職を許可した。

**辞職通知**

十月四日鬼塚事務総長から小沢裁判官訴追委員会委員長及び橋本参議院事務総長宛、議長において裁判官訴追委員松本大輔及び同予備員山花郁夫の辞職を許可した旨通知した。

**報告書受領**

十月四日会計検査院長重松博之から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「消費税の簡易課税制度について」

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「東日本大震災等の被災者を救助するために設置するなどした応急仮設住宅の供与等の状況について」

**訂正**

十月四日付国会事項欄衆議院の部、訂正の項二行及び三行中「長妻昭外十四名」を「長妻昭外十五名」に、五行及び六行中「逢坂誠二外三名」を「逢坂誠二外四名」に、それぞれ十月三日訂正する。

## 衆議院法制局

**辞令**

（法制次長）衆議院法制局参事　鈴木　正典

法制企画調整部長橘幸信海外出張不在中同部長事務取扱を命ずる（十月十一日）

# 人事異動

## 内閣

（経済産業省通商政策局経済連携課長）経済産業事務官　龍崎　孝嗣

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

（同）同　渡辺　健

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上十月四日）

（外務省大臣官房参事官（併）経済局）外務事務官　正木　靖

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（十月五日）

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　有倉　陽司

（同）同　北林　大昌

（同）同　鈴木　一広

内閣官房政府情報化統括責任者（政府ＣＩＯ）室参事官を兼ねて命ずる（各通）（十月九日）

## 法務省

○定年退官

宮津区検察庁副検事岡部貢は、検察庁法第二十二条の規定により十月六日限り定年退官

札幌区検察庁副検事成田**経**則は、検察庁法第二十二条の規定により十月八日限り定年退官

長崎区検察庁副検事前間政文は、検察庁法第二十二条の規定により十月九日限り定年退官

## 国土交通省

古澤　知之　前田　一浩　江原　健志
矢野　康治　小野平八郎　村田　健一
渡邊　毅　佐藤　正　佐々木　良
長橋　和久　姫野　和弘　野村　正史
石川　卓弥　清水喜代志　和田　信貴
望月　明彦　舟引　敏明　藤原　健朗
黒田　憲司　伊藤　明子　井上　勝徳
杉藤　崇　加藤　庸之　上河原献二
荒川　真司　香川　芳幸　島田　博文
杉浦　綾子　福永　実　松岡　貴史
堤　裕　伴野　琢也　伊藤　憲
佐藤　佳恵

平成二十五年不動産鑑定士試験短答式試験試験委員に任命する

任期は平成二十五年六月三十日までとする（各通）（十月三日）